

(((( ( 技術・行政情報 )))))

## 科学技術基本法が成立

昨年11月8日、臨時国会において議員立法による科学技術基本法案が可決・成立し、11月15日公布された（次頁に全文掲載）。

科学技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図ることを目的としている。

本「基本法」の特徴は、まず科学技術の振興に関する国の責務を明記（第3条）しており、その施策の推進のために「科学技術基本計画」を策定することを政府に義務付けている（第9条）ことである。この「基本計画」に記載されるべき事項は、

- ・研究開発の推進に関する総合的な方針
  - ・研究施設等の整備、研究開発に係る情報化の促進など研究開発環境整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策、等
- となっている。

また、この「基本計画」について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。

さらに、国は、以下の事項について必要な施策を講ずるものと規定されている（第3章第9条～17条、第4章第18条および第5章19条）。

- ・多様な研究開発の均衡のとれた推進
- ・研究者等の確保
- ・研究施設等の整備
- ・研究開発に係る情報化の推進
- ・研究交流の促進
- ・研究開発に係る資金の効果的使用
- ・研究開発の成果の公開等
- ・民間の自主的努力の助長
- ・国際的な交流の推進
- ・科学技術に関する学習の振興

欧米にも例が無いといわれる本「基本法」制定の背景には、欧米模倣型から脱却した独創的な科学技術開発の推進と、それによる新産業の創出が今特に求められていることが挙げられる。

現在、我が国の科学技術政策は、1992年1月の科学技術会議諮問第18号答申を受けて同年4月に閣議決定された「科学技術政策大綱」に基づいて推進されているが、今回の「基本法」成立を受けて同会議は今後、「科学技術基本計画についての基本方策」に関する諮問を行い、本年6月頃までに具体的な「基本計画」をまとめる予定となっている。

（大阪工業技術研究所  
エネルギー変換材料部長 石川 博）

